

ZOOM
UP

地域における外国につながる 児童・生徒への取り組み

2025年6月末時点の在留外国人の人口割合は3%を超えた。2027年度からの「育成就労制度」の開始などに伴い、今後は「労働者」としてだけでなく「生活者」としての外国人の増加が見込まれている。

今回の特集では、地域における外国につながる児童・生徒への取り組みについて最新の国の動きや各地域での実践事例を紹介する。
〔(一財)自治体国際化協会多文化共生部多文化共生課〕

1

義務教育における日本語指導の現在

文部科学省総合教育政策局国際教育課

はじめに

公立学校に在籍する外国人児童生徒数は2024年に約13.9万人となった。2014年からの10年間で約6.5万人増加している。また、日本語指導が必要な児童生徒数は、2023年には約6.9万人となり、約10年間で1.9倍増となっている(図1)。

日本社会全体としては少子化が進む中、外国にルーツを持つ児童生徒数は増加をしてきている。

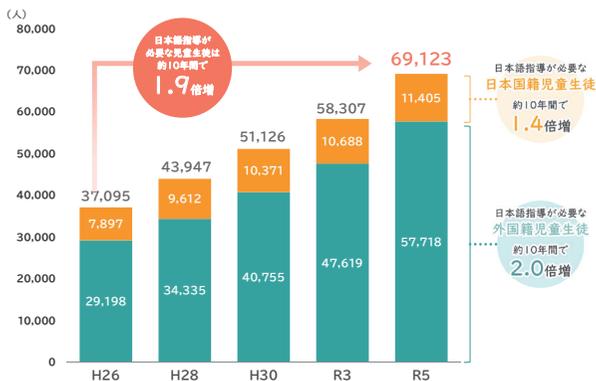


図1 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移

進む集住化・散在化と言語的背景の多様化

日本語指導が必要な児童生徒が増える中、各地域への更なる集住化だけでなく、散在化も進んできている(図2)。

加えて、児童生徒の家庭および日常生活において比較的使用頻度の高い言語については、従前から多いポルトガル語、中国語、フィリピン語、ベトナム語だけでなく、近年はその他の言語も増え、多様化している。

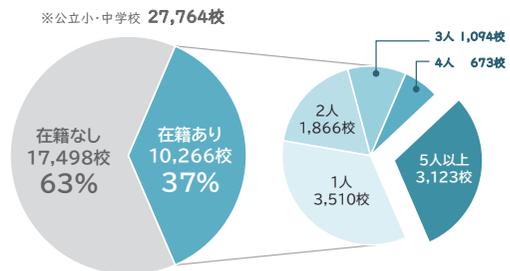


図2 日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数
出典：図1・2ともに、文部科学省「令和5年度 日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

学校における日本語指導

文部科学省はこれまで、学校における日本語指導のため、取り出し授業などを行う「特別の教育課程」を制度化し(義務教育段階は2014年度、高等学校段階では2023年度から)、実施に必要な教員定数の着実な改善を進めてきた(2017年度から2026年度にかけて児童生徒18人に1人となるよう計画的に実施)。

「特別の教育課程」をはじめとした特別な配慮に基づく指導は定着をしてきているが、専門性を有する人材の参加・協力を得ることも重要となっている。こうした教育

環境を整備するため、2013年度から実施する「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」では、拠点校方式による指導体制構築、日本語指導補助者などの派遣、オンライン指導や多言語翻訳システムなどのICT活用、高校生に対する包括的な支援などに必要な費用を自治体に支援している。

本事業により支援をする自治体数は、2025年度は221（33都道府県、19指定都市、31中核市、138市区町村）に増えた（前年度から24自治体の増加）。

就学の促進

就学状況を確認できない子どもを含め、不就学の可能性があると考えられる子どもの数は2024年に約8,400人おり、引き続き課題となっている。一方、2019年の約2万人からは大きく減少をしてきている。これは、日本語教育の推進に関する法律などにに基づき、自治体が講ずべき事項を定めた「外国人の子供の就学促進および就学状況の把握等に関する方針」（2020年7月）に従い、教育委員会が住民基本台帳部局などと連携し、学齢簿において外国人の子どもの就学状況も一体的に管理・把握するなどの取り組みが進んだことによるものと考えられる。

就学前の支援として「外国人の子供の就学促進事業」を2015年度から開始しており、就学状況などの把握のほか、就学ガイダンス、就学につながる日本語指導や学習指導などを行う自治体を支援している。

本事業により支援をする自治体数は、2025年度は35（2都道府県、6指定都市、4中核市、23市区町村）。外国にルーツを持つ子どもたちが、言葉の壁などから不就学になることを防止し、全ての子どもたちへの教育機会の確保を進めていく必要がある。

支援環境の改善

文部科学省では、国として、外国人児童生徒のための就学ガイドブック（8言語）や児童・保護者向け学校紹介動画（15言語）のほか、外国人児童生徒受入れの手引、教職員・支援者向け研修動画、情報検索サイト「かすたねっと」などを作成し、外国人児童生徒などの教育の充実を図っている。また、2025年には子どものことばの評価指標となる「ことばの力のものさし」（https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345413_00002.html）を公表し、個に応じた指導・支援を進めている。

さらに、日本語指導が必要な高校生などの中途退学率が全高校生などよりも高く、進学率は低い傾向が見られることから、キャリア教育およびキャリア支援の方策などの手引をとりまとめ（2026年春頃公表見込み）、各地で実践が進められるよう支援をしていく予定。

更なる教育の充実のために

しかしながら、日本語指導が必要な児童生徒の急速な増加により、日本語指導に初めて携わる教師も増えるなど、さらに効果的な指導が求められる状況となっている。

このため、2025年3月に「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」を設置し、全ての教師や支援員などが子どもたちに質の高い学びを提供できるよう、指導内容の深化・充実や指導体制の確保・充実など、今後の取り組むべき施策などについて2026年春頃に向け論点に対するとりまとめを行うべく、議論を進めている。

スピード感をもって対応していくため、有識者会議における議論も踏まえ、2025年度補正予算「外国人児童生徒等に対する指導および支援体制の充実に関する調査研究事業」を通し、日本語の基礎的な知識や技能、「聞く」「話す」「読む」「書く」の言葉の4つの技能、日本語と教科の統合学習などについて、日本語指導の総合的・体系的なカリキュラムを検討し、デジタル技術や教材などの効果的な活用も含む指導のガイドラインを作成することとしている。

おわりに

学校においては、日本語指導担当教師だけでなく、管理職、在籍学級担任、各教科担任、支援員、地域の方々が協力する体制を組みつつ、地域の実情を踏まえ、さまざまなリソースを掛け合わせて取り組んでいくことが重要となっている。外国人の子どもたちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし未来を切り拓くことができるよう、国は地方と共に取り組みを進めていく。

（注）日本語指導が必要な児童生徒とは、「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒」または「日常会話ができても、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じている児童生徒」を指す。

はじめに

在留外国人数は年々増加しており、2025年6月末時点で過去最高を更新し、大阪府には約36万人の外国人が在留している。国籍・地域別では中国、韓国・朝鮮、ベトナム、ネパールの順に多く、韓国籍・朝鮮籍の人々が大阪府に在留する外国人の約4分の1を占めており、その中には、歴史的経緯により第二次世界大戦以前から暮らしている人々とその子孫も含まれている。

そのような中、府域の市町村立小中学校（政令市・夜間学級を除く）には、約3,100人（2025年5月調査）の日本語指導が必要な児童生徒が在籍している。2024年度と比較すると、約450人の増加となり、今後さらなる増加が見込まれる。また、当該児童生徒が在籍する小中学校のうち、約半数が2人以下の在籍であり、言語数は46にのぼり、少数散在化・多言語化の傾向が続いている。

学校に行くと、当該の子どもたちが、友だちとともに過ごし、いきいきと学んだり、遊んだりする姿に出会う。一方で、まわりの友だちとあまり関わる様子が見られない子どもに出会うこともある。本当は、友だちともしっかり話したいという思いをもちながらも、うまく伝わらないかもしれないという不安があると考えられる。また、国籍や民族に関わる人権侵害事象も生起しており、従来から進めてきた人権教育を基盤に、外国籍や外国にルーツのある子どもも含めた仲間づくりや、互いの文化・価値観の尊重などにつながる在日外国人教育、多文化共生教育の取り組みの一層の充実が求められている。

こうした現状をふまえ、次の2つの観点を大切にさまざまな取り組みを進めている。第一に、外国籍や外国にルーツのある児童生徒が自らの国籍やルーツを個性やよさとして受け止め、アイデンティティを育み、自己肯定感を高めること。第二に、外国籍や外国にルーツのある児童生徒だけではなく、すべての児童生徒が、世界には多様な文化や価値観が存在することを理解し、互いに尊重し合い、ともに生きる社会を築いていくための資質や

態度を育んでいくこと。これら2つの観点に基づき、大阪府で実施している取り組みについて紹介したい。

大阪府教育庁の取り組み

①「OSAKA 多文化共生フォーラム」

2019年度から日本語学習に取り組む中学生または外国にルーツのある府内の中学生を対象にフォーラムを実施している。本フォーラムでは、同じ言語を母語とする他校の生徒との交流や多文化共生の取り組みに触れることを通じて、自らのアイデンティティを育むこと、また、身近なロールモデルである高校生から、これまでの経験や高校生活に関する話などを聞くことで、進路に対する展望をもつきっかけとなることを目的としている。

2025年度は、当該の中学生とその保護者、府立高校からも、外国にルーツをもち、日本語学習に取り組む高校生など約280人が参加した。はじめに、高校における多文化クラブなどによるステージ発表を行い、続いて高校生スピーチでは、3人の高校生から、日本語が話せず苦労したこと、少しずつ話せるようになり友だちと交流できるようになったこと、大学受験に向けて勉強していること、将来は自分の生まれた国との懸け橋になって活躍したいと考えていることなど、それぞれの思いが語られた。

スピーチの後には、高校生へのインタビューを行い、出身高校の紹介、中学校と高校とのちがい、高校で頑



高校における多文化クラブなどによるステージ発表

張っていることなどについて、自身の経験を交えて話してもらった。身近なロールモデルである高校生のリアルな声に触れた中学生からは、「先輩の話聞き、高校生活が楽しみになった」などの感想が寄せられ、多くの中学生にとって、将来への展望をもつきっかけとなった。

フォーラム後半には、同じ言語やルーツをもつ生徒どうしでグループに分かれ、中学生と高校生で交流を行った。中学生からの質問に対し、高校生が丁寧に答える姿が見られ、多くのグループで母語によるやり取りが行われた。高校生が自主的に通訳を務める場面もあり、高校生と中学生が互いに積極的に関わろうとする姿が印象的であった。参加した中学生からは、「このフォーラムで行きたい高校のことをもっと知ることができた」「先輩たちはすごいなと思った」といった感想が寄せられた。とりわけ、在籍校に同じルーツの生徒がいない中学生からは、「久しぶりに母語で話せた」という感想が出るなど、普段なかなか出会うことができない仲間とつながる貴重な機会となった。また高校生からは、「中学生にアドバイスができてうれしかった」「これからもこのようなボランティア活動があったら行きたい」といった感想が寄せられ、高校生にとっても、本フォーラムが自己肯定感を高める大切な場となっていることを感じた。

②オンライン国際クラブ OSAKA

本国際クラブは、参加者がオンライン上に集い、さまざまな国の文化にふれたり交流したりすることで、アイデンティティを育み、自己肯定感を高めること、そして将来、多文化共生のまちづくりの担い手となることを目的としている。フォーラムよりも参加対象を広げ、日本ルーツの児童生徒も含め、小学4年生から中学3年生のすべての児童生徒を対象に、2022年度から実施している。

2025年度は、関係NPOと連携しながら、ベトナム、インドネシア、スリランカ、キューバなどの外国にルーツのあるゲストティーチャーを招き、それぞれの国の文化や言語、食べ物、遊びなどについてお話いただき、交流する時間をもつなど、内容を工夫しながら年間6回開催した。本クラブを通じて、食べ物や学校制度など、日本との違いに驚いたり、興味をもったりする子どもたちの姿が見られた。また、ゲストティーチャーからは、「わたしの国にはいろんな言葉を話す人や、いろんな神様を信じる人がいます。違いがあっても、みんな大切だと考えています」というメッセージが伝えられ、多様性の尊

重について考えるきっかけになった。参加した子どもたちからは、「外国の文化や歴史について知ることができてよかった」「お話を聞いて、実際に行ってみたくなった」などの感想があった。

また、オンライン国際クラブ OSAKA のオプション企画として、外国にルーツのある小中学生や高校生、留学生などが、ともにアイデンティティを育むことを目的に、グループで交流する「オンラインしゃべり場」を実施している。授業や学校行事、クラブ活動など学校生活に関すること、また、将来の夢や目標について母語なども使って紹介し合う姿が見られ、参加者どうしが自分の思いや経験を共有することで、安心感や共感が生まれている。これらの取り組みは、将来の多文化共生社会の実現につながるものと考えている。



オンラインによる交流の様子

おわりに

外国籍や外国にルーツのある子どもたちが自らのアイデンティティを育み、自己肯定感を高めていくことは重要である。同じように、すべての子どもたちが国籍や民族など、互いの違いを認め合い、尊重できる共生社会をめざして協力する資質や態度を育てていくことも重要である。現在、日本語指導が必要な児童生徒の在籍がない学校においても、今後、当該の子どもが編転入してくる可能性がある。さまざまな事情から外国にルーツがあることを仲間に伝えていない子どももいる。また、卒業後に外国につながる仲間と出会い、ともに生きていくことも十分にあり得る。多文化共生教育の取り組みは、当該児童生徒が在籍する学校だけが行うものではない。すべての学校において、外国籍や外国につながる子どもたちを含むすべての子どもたちが安心して学び、生活できる環境を整え、子どもたちが、互いに尊重し合えるよう、引き続き取り組んでいく。そして、一人ひとりの子どもが、国籍や生まれた環境に関わらず、自分の可能性を伸ばし、将来を切り拓いていけるよう、在日外国人教育、多文化共生教育を推進し、多様な人が自分らしく、「ともに生きる社会」の実現をめざしたい。

外国につながる児童・生徒に関する学校での課題や取り組みについて、鹿児島市立名山小学校と福井県立足羽高等学校の教諭の2人にお話を伺った。

鹿児島市立名山小学校日本語教室 鳥居里美教諭

Q. ご自身の普段の業務について教えてください。

県内で小学校に設置されている唯一の日本語教室を主に担当しています(2025年度時点)。日本語教室に加配教諭として配置されており、校務分掌などの一般的な教諭業務をこなしながら、日本語指導が必要な子どもたちの通級指導などを3人体制で行っています。日本語教室では、通級指導とは別に、訪問指導も市の協力員3人体制で行っています。また、中学生への指導も実施しています。

Q. 学校における多文化共生の取り組みを教えてください。

日本語教室に在籍する子どもたちの紹介を含めて、全校的に多文化共生を普及していくことを目的として、毎年4月に「世界と友だち」という行事を実施しています。生徒の保護者に登壇いただき、母語のみで全校生徒に向けてお話しいただき、全校の子どもたちに会話の内容について問いかけます。当然、「全然わからない」という反応が返ってきます。日本語教室の子どもたちには、このような状況の中で共に学校で学んでいることを実感してもらいます。



「世界と友だち」・日本語教室入級式

Q. 外国につながる児童が抱える困りごととそれに対する取り組みを教えてください。

①生活のルールを理解などについて

本校では、多言語の説明資料は用意していません。入学初日から1週間程度は特に重要な期間だと考えています。言語がわからない子どもたちとサバイバル日本語(日本での生活を切り抜けるために最低限必要な、すぐに使える実用的な日本語。「いい」「だめ」「痛い」「トイレに行きたい」など)を使いながら、教室で一緒に実際に行動します。周囲の子どもたちにも自然と教え方が伝わるように工夫しています。

また、ムスリムの子どもについては、お弁当を持参する場合もあり、校長室に置いてあるお弁当の取り方、部屋の入り方、あいさつの仕方なども一緒に身につけています。

②日本語習得の遅れについて

来日年齢によって大きく異なり、中学年以降に来日した子は学習言語の習得が非常に難しいです。生活言語は比較的早く身につきますが、学習言語は意識的な指導が必要です。「観察する」「意見を言う」など、授業で使われる表現を中心に指導しています。授業についていけない子がいる場合、本校では教員免許を持つ加配教諭が対応します。算数の取り出し指導など、特別の教育課程を組み、九九や角度、コンパスの使い方などを重点的に指導しています。

③保護者とのコミュニケーションについて

毎年度の初めに、全職員向けに「やさしい日本語講座」を実施しています。難しい表現や季節のあいさつを避け、教育用語を使わないことを共通理解としています。市内の教員向けにもワークショップを行い、運動会など日本独特の行事についての伝え方を共有しています。鹿児島市内の協会と連携し、保護者向けの入学前説明会などを年2回行っています。おはじきセットに名前を書くなど、実物を使って説明しています。

④子どもの交友関係について

生活全般の支援のほか、道徳や学級活動の時間に担任と連携し、その子が輝ける時間を意図的に作っています。例えば、ネパールの子が心ない言葉を受けた際には、ネパール紹介の時間を設けました。その振り返りで「2つの言語を話せるのはすごい」という声があり、子ども同士が良さを見つけ合えると実感しました。

Q. これから入学する児童の保護者や支援者に向けてメッセージをお願いします。

プレスクールが不足していると感じています。放課後や長期休暇の居場所づくりも課題です。外国につながりを持つ家庭には、興味を持って地域に出向き、挑戦してほしいと伝えています。支援を受ける方法を学ぶことも大切です。教員や地域は「助ける側」ではなく「共に地域をつくる仲間」として関わることが重要だと思います。

=====

福井県立足羽高等学校多文化共生科日本語コース

佐原晃太郎教諭

Q. ご自身の普段の業務について教えてください。

4年ほど前に開設した多文化共生科日本語コースにおいて、国語と日本語の指導に携わっています。教諭は日本語教員が2人、再任用で県下小学校・中学校から異動した教員が1人ずつ



授業の様子

の4人体制で指導にあたっています。上記以外に JLPT (日本語能力試験) の受講支援、学習支援なども担当しています。

Q. 学校における多文化共生の取り組みを教えてください。

日本語を学びたい生徒を受け入れるために外国籍生徒に向けた入試特別枠を設けています。入学後は日本語学習の支援はもちろん、日本社会で生きていくために、進路や生徒自身の能力について考えさせ、自覚してもらえるような支援を心がけています。多文化共生講座も実施しています。

Q. 外国につながる生徒が抱える困りごととそれに対する取り組みを教えてください。

①高度な日本語 (学習言語・専門用語) の習得について

高校は日本語学校ではないため、成績不振などによる留年や退学は当然あります。学業や活動の結果なども考慮されます。点数を取れなかったからダメ、と突き放すのではなく、生徒本人と保護者に根気強く丁寧に話をしていく必要があります。校則を日本語で説明するので、後から聞いていないという話や日本語の意味がわからないという話が出てくることもあります。合格者説明会の段階では、どういう生徒が入ってくるかわからず、すべての言語に支援員をつけることはできませんが「やさしい日本語」を使って丁寧に話をすることを心がけています。

②進学・就職情報へのアクセスについて

ほとんどの卒業生は企業 (例えば、精密機器、半導体、眼鏡などの製造業)、大学、専門学校に進みます。企業は親族も雇用されている外国人枠のある企業、大学は英語などの語学関係を選ぶ割合が高いです。最近日本語を母語とする生徒と同じ条件で就職する生徒も見受けられます。

③学習と家庭との両立について

ヤングケアラー、家族の病院などへの付き添い同行

するために、学校を欠席する生徒が見受けられます。休むこと自体は問題ではないですが、欠席や遅刻が増えると進路に影響します。休みを取ることにハードルが低い印象があります。休みがちな生徒に対しては、担任から保護者にメリット・デメリットを説明し、理解していただくように心がけています。特別扱いはできません。本人にも誠実に説明しますが、処世術として、理解しているように見せるだけの生徒もいます。

④社会的孤立の予防や情報発信について

例えば、ブラジルやベトナムの生徒は、地域にたくさんいますので、独自のコミュニティがあります。学校から発信するさまざまな情報とコミュニティで出回っている情報が異なることもあります。特に就職先などの企業の情報や福祉などの制度利用の申請方法についてです。さらなる誤解を招かないように、慎重に情報の修正や情報の補完・すり合わせをしていくようにしています。

⑤その他

県外の学校における問題と同様に、本校のコースでも、自分と同じルーツの子と母語で話してしまう状況が見受けられます。日本語を使わないと困りごととは解決しません。本校でも、他のクラスの生徒と話すことを促し、日本語で伝えられるようになるための支援をしています。

Q. これから入学する児童・生徒、保護者、支援者に向けてメッセージをお願いします。

本校の校長の言葉を借りますが、「日本語を学ぶんだという意識を持ってきてほしい」です。また、卒業後の進路についてイメージしながら学校生活に臨んでほしいです。将来を最終的に決めるのは自分自身です。希望を叶える努力のための支援はできます。「きっかけ」と「やる気」を持って本校に入学していただきたいです。

=====

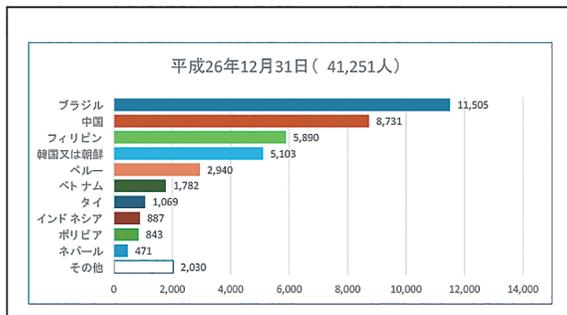
学校では、外国につながる児童・生徒一人ひとりの状況に応じ、日本語指導と生活・学習支援が進められている。また、生徒や保護者とのコミュニケーションには「やさしい日本語」が活用されている。一方で、学習言語の習得や情報へのアクセス、居場所づくりなどの課題も残されており、学校・家庭・地域と連携した継続的な取り組みが求められている。

クレア多文化共生課では、今後も地域における取り組みについての情報発信を続け、自治体や地域国際化協会などの多文化共生に関わる皆様を支援してまいりたい。

三重県内外国人の状況

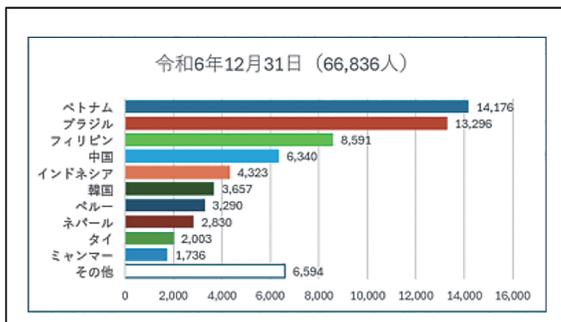
三重県国際交流財団（MIEF みえふ）は、1991年に三重県、市町、企業などからの出捐により設立された地域国際化協会で、医療・福祉、日本語教育、防災、就労などの分野で、外国人住民が三重県で生活するうえで必要な事業を推進し、外国人住民も日本人も安全に安心して暮らすことのできる環境づくりに取り組んでいる。

【平成26年(2014年)末】



10年で
25,585人
増

【令和6年末(2024年末)】



県内外国人住民の推移

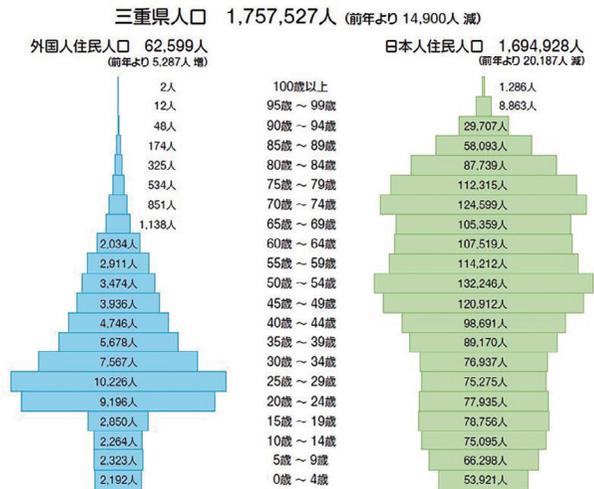
三重県の外国人住民数は、2024年末時点で6万6,836人、過去10年で2万5,000人以上増加し、過去最多となった。県内総人口に占める外国人住民の割合は、3.82%で、その割合は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、

人口動態及び世帯数」によると全国第4位となっている。

国籍別では、ブラジル国籍が28年間最多であったが、2024年末に初めてベトナム国籍が最も多くなった。近年では、ベトナム国籍をはじめ、インドネシア、ネパール、タイ、ミャンマー、スリランカ国籍など、アジア出身者の増加が目立つ。

在留資格別では、「永住者」が最も多く、次いで「技能実習」、「定住者」と続く。近年は、大学や専門学校などを卒業し、「技術・人文・国際」、「特定技能」の在留資格で働く人も増加している。また、「家族滞在」が増加しているのも最近の傾向の一つである。

三重県における住民基本台帳年齢級別人口 (令和6年1月1日現在)



三重県における住民基本台帳年齢級別人口

三重県の人口は2024年1月1日現在で、約175万人。前年から1万4,900人減少している。日本人の人口は約169万人で、前年から2万人以上減少する一方、外国人の人口は、前年から5,287人増加しており、外国人人口の増加が、三重県全体の人口減少を緩やかにしているという状況である。

外国人住民は、20代から30代の若い世代が多い。母国の文化、習慣とは異なる日本で結婚や出産、子育てをしたり、母国にいる家族を少しでも早く呼び寄せたい、と考えている住民も多い。

発達支援通訳の育成・配置

MIEFでは、以前から、外国につながる保護者から、「子どもの言葉が出るのが遅いが、どこに相談すればよいか」などの相談が寄せられていた。また2002年度から育成し医療機関などに配置されている医療通訳者に対して、自治体、医療機関、学校などから、発達検査時などの通訳の依頼を受けることが増えていた。

そのような中、2020年度に県内の児童精神科医から「外国につながる子どもの発達障がいへの取り組みに寄附をしたい」とのお申し出をいただき、寄附などを財源として外国につながる子どもたちの発達障がい児の支援に取り組んでいる。

事業の企画にあたっては、寄附者である児童精神科医、三重県立子ども心身発達医療センターの児童精神科医、臨床心理士・公認心理師とMIEFによる検討の場を設けている。

発達支援通訳研修

発達障がいにかかる通訳の場面では、専門知識を有することが求められる。

このことから、三重県の発達支援の場で必要とされる英語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、ポルトガル語について、発達支援に必要な専門知識と通訳技術を学ぶ研修を年間20時間実施している。

研修内容	講師
子どもの心身の成長や発達課題及び知能の捉え方	臨床心理士・公認心理師
医療機関での受診の流れ	児童精神科医
外国人児童生徒における発達障がいの診断について	児童精神科医
発達検査の種類とその実施方法 (WISC、田中ビネー式知能検査、新版K式発達検査)	臨床心理士・公認心理師、大学教授
未就学児、就学時の発達障がいについての相談窓口、支援の流れ	自治体職員
特別支援学級・特別支援学校への通級・通学の選択	県市町教育委員会職員
発達障がいに係る福祉制度について	自治体職員、発達障害者支援センター職員
療育手帳の取得について	児童相談所職員
療育センターの利用について	自治体職員
児童発達支援施設・放課後等児童デイサービスの利用方法と支援内容	児童デイサービス事業所職員
国による発達障がいの捉え方の違い	受講者間意見交換

専門知識研修内容

専門知識の研修としては、発達障がいに関するもの、医療機関での受診に関すること、日本の教育制度に関することなどの講座を実施している。

講師は、臨床心理士、児童精神科医などの専門家、大学教授、自治体職員の皆様のご協力を得ている。

また、発達支援の通訳は、守秘義務を守る、医療従事者や子ども・保護者の間で、中立な立場で通訳を行うなどの通訳倫理を身に付けることも求められることから、「通訳としての心構え」や「通訳倫理」を学ぶとともに、日本語と外国語の「専門用語」の確認、具体的な通訳場面を設定し、受講者が実際に通訳を行う「模擬通訳」の研修も実施している。

発達支援通訳研修の受講者からは、以下のような声が寄せられており、今後の研修内容に反映させていく。

- ・発達検査時や結果の説明の際に出ることが予想される単語、文章、内容を事前に学びたい。
- ・発達支援に関連した福祉制度、就学の制度を知る必要がある。



発達支援通訳研修

発達支援通訳パートナー制度

発達支援通訳研修の修了者には、筆記試験と面接選考を実施している。2025年度現在、51人に「発達支援通訳パートナー」としてご登録いただき、自治体、学校、医療機関からの依頼に基づき活動いただいている。

パートナーの活動の場は、主に自治体、学校、医療機関の3つである。

自治体の活動は、市町発達支援担当課が行う保護者に対する子どもの家庭や学校での様子の聞き取りの通訳が多く、その後発達検査の実施につながるケースもある。WISC、新版K式検査などの発達検査時、その結果説明時の通訳依頼も増えている。

教育委員会、学校など、教育機関での活動としては、保護者への聞き取りや保育所年長の子どもの保護者に対

して特別支援学級などの説明、特別支援学級や特別支援学校の見学時の通訳活動もある。

医療機関での活動としては、医師による問診、診察時の通訳が最も多く、初診の場合は、子どもの育ちの聞き取り、診察、発達検査と続き、長時間に及ぶこともある。

ブラジル、フィリピンなど外国籍の発達支援通訳パートナーからは、「発達障がい」の捉え方の違いについて、意見が寄せられることもある。

- ・フィリピンでは、「障がい」という言葉は、重度の障がい者のことを言うが、「発達障がい」をどうフィリピン語に訳せばいいか。「障がい」と直訳すると、「自分の子どもは障がい者ではない！」と怒る保護者もいる。
- ・医師が保護者を傷つけないように配慮して、「お子さんは現在5歳ですが、発達検査の結果では3歳児の遅れがあります」と告げると、後2年経てばその遅れを取り戻せるという誤解を招くことがある。はっきり説明して現実を伝えないと、2年経ったとき「なぜ良くならないのか」「先生は2年遅れていると言ったね、もう2年経ったよ」と、医師の診断ミスではないかと考えることもある。

それぞれの国の文化の違いから生じる保護者の言葉の受け止め方についても配慮が必要なのだと考えながら、取り組みを進めている。

発達支援通訳パートナーの医療機関への配置

発達支援通訳パートナーは、三重県立子ども心身発達医療センターでも月2回定期的に活動している。医療機関に通訳がいることで、自分で通訳の手配をする必要がなく、安心して受診することができる。

パートナーは、医療機関の求めに応じて、初診や再診の際の通訳を行っている。対面で通訳を行うことの良さは、子どもや保護者が医師や心理士からの説明や質問を十分理解できているかどうか、表情を見ながら通訳することで確認できることにある。また、特に保護者は、通訳者がそばにいることで安心感を感じることもある。

発達支援通訳パートナーの配置から3年が経ち、医療従事者と通訳者が一つのチームのような関係性ができているとの声も医療現場からいただいている。

みんなで考える 外国につながる子どもの発達障がい

2021年度からは、外国につながる子どもの発達障がいの課題について検討するシンポジウム「みんなで考える外国につながる子どもの発達障がい」を開催している。

外国につながる子どもの発達障がいについて、自治体、医療、教育現場における課題と、必要な取り組みについて、専門家や当事者からの意見をもとに検討している。

本シンポジウムでは、毎年提言が出されるが、その提言の中に、「保護者に対する情報提供の強化」が挙げられている。外国につながる発達障がい児が、相談機関や医療にどうつながるか、どのような福祉制度を利用できるかなど、日本の医療、福祉、教育のシステム支援の情報を保護者に十分に伝えることが、現在の三重県の課題の一つである。

2025年度に、この課題への取り組みの一つとして、子どもの年齢ごとの相談先や教育制度などをまとめたリーフレットを作成した。今後多言語化し、外国語につながる保護者に情報発信していく。

また、MIEFのホームページにおいて、外国につながる保護者や支援者へ情報を提供していく。

外国につながる子どもの発達支援に取り組む中で、このテーマは、自治体、医療機関、学校など複数の機関にかかわる課題であり、また、自治体の担当課も発達支援担当課、障がい担当課、教育委員会などいくつかの部署にまたがることわかってきた。

現在は、寄附やクレアの助成金を活用して行っている本事業であるが、自治体の施策となっていくための取り組みも求められる。

「三重県に来た外国籍の子どもにも、三重県に住んでよかったと思ってほしい」、寄附者である児童精神科医の言葉がかたちとなるように。

5

小学生への日本語指導
～初期指導教室の実践から～

特定非営利活動法人トルシーダ 伊東 浄江

子どもにこそ必要な日本語学習

「子どもなので、学校へ通っていれば日本語は自然に身に付きますよ」と、聞くことがある。確かに、毎日の学校生活は日本語に触れる大きな機会だが、それだけでは十分でないことが多い現実がある。外国ルーツの子どもたちが、「日本語が分かる、使える」ようになるまでには、周囲の大人の理解と専門的な支援が重要で、年齢に応じた言語習得の土台作りを意識した日本語指導が求められる。ここでは、日本語初期指導教室での実践を通し、外国につながる小学生への日本語指導について述べる。

私が代表を務める NPO 法人トルシーダでは、愛知県みよし市から委託を受け日本語初期指導教室を実施している。来日直後などで日本語が十分に分からず学校生活を送ることが困難な児童生徒を対象とした教室で、3カ月間はこの日本語教室に一日中通い日本語の勉強をする。その後、通室曜日や時間を減らし学校へのソフトランディングを目指している。ただし、小学校1～2年生は、午前中は日本語教室、午後は学校というパターンにしたり、言葉の問題などで学校へ通いにくくなっている児童生徒も受け入れたりなど、学校や保護者と相談して柔軟な受け入れを行っている。

日本語習得の土台となるもの

初期指導教室での実践や、母語継承語教育の専門家の話を通して、日本語の習得には、母語の力、言葉の量、聞き取りや区別、拍が取れるなどの音の力、コミュニケーション能力、体験を通して身に付けた知識、心理的な安心などが組み合わさった土台が大きく関わることを感じている。

子どもたちは希望して日本に来たわけではない。保護者と共に、あるいは、保護者に呼び寄せられ来日し突然右も左も分からない日本の学校へ通うことになる。中には、一時的にパニックに陥っているようなケースもあるが、まずは、身近な先生や日本語指導者との関係づくり、クラスメイトの関わり、学校ルールを理解、さらには、生活習慣を作るなど、環境を整えることも非常に大切と

感じている。

日本語初期指導教室の実践から

トルシーダが実施している日本語初期指導教室では、発達段階や基礎となる知識を考慮して、小学校低学年、高学年、中学生の3つのグループに分けて指導している。日本語指導員と、タガログ語、英語、ポルトガル語、中国語ができる支援員を配置していて、チームティーチングを行うこともあれば、母語を使って指導をすることもある。

低学年の指導

あいさつができるようになったり、時間割が分かるようになったりするなど、学校生活を円滑に進めるために必要な言葉の取得を目指している。語彙は教室の中にある物の名前など、まずは実物を見て分かるものから指導する。「かして」「ありがとう」「いいよ」「だめだよ」など、短い言葉でコミュニケーションを取るための練習をする。ひらがなの指導は「耳で聞いて分かる」「真似して音が出せる」その後「読む」「書く」と段階的に進めている。

子どもたちは4～5カ月もすれば1年生の前半の国語の教科書が音読できるようになる。ただ、語彙が少ないので、教科書で使われている言葉を



ひらがなテスト

イラストや画像で見せたり、「すずめ」や「たんぼぼ」など出身の国にないのではと思われる物は、実物を探しに行ったりすることもある。低学年のうちに学ぶこと、知ることの楽しさを経験してほしいと思っている。

バイリンガル指導員による指導

低学年はまだ身に付いていない知識や概念がたくさんある。まずは母語で説明し、日本語で置き換えることで理解を促すことも多い。バイリンガル指導員に配慮していることを聞いた。「一人ひとり性格が違うので接し方

も変わってくる。何が得意か、不得意が見極めるようにしている。やる気になる声かけの言葉選びにも気を付けている。低学年は集中力もないし、記憶する力も弱いいため、繰り返し練習に飽きてしまうこともある。『座れない』とか『部屋を出て行ってしまおう』子どももいる。ただ、座っていないからといって聞いていないわけではないので『しかる』より『注意してできたことをほめる』ようにしている」と語った。

さらに保護者との連絡もバイリンガル指導員が大きな役割を担っている。こちらから、予定や持ち物を連絡するだけでなく、保護者から子どもの欠席の連絡が入ったり、時には急に引越すことになったなど、急ぎ対応が必要なメールが来たりする。言葉が通じる安心感は子どもだけではなく、保護者支援にもなっている。



行事 豆まき

行事 ひなまつり

高学年の指導

高学年になると、日本語を体系的に学ぶことが可能で子ども向けの日本語のテキストを使い、文法的な積み上げの指導を行っている。

指示が分かり、教室活動に参加できることが重要であり、学習した課のまとめのタスクとして、出身国の面積や人口、気候、学校の様子、時間割、給食（お弁当）などをテーマに、情報を集めたり、まとめたり、伝えたりする調べ学習を行っている。

母語継承語の専門家から、スキャフォールディング（足場架け）のアドバイスがあり、試行錯誤ではあるが実践している。スキャフォールディングは、子どもが自力で学べるようになるための足場づくりで、母語を使うことはもちろんだが、日本語理解につなげるためのヒントをたくさん出したり、視覚的なサポートをしたり、モデル文を示したり、完成物の例を見せるなど、子どもたちがこれなら「できる」と思える準備をしておくことが重要と感じている。

また一緒に学ぶ児童の出身国も母語もさまざまだが、日本語や英語などお互いに分かる言葉で教え合う場面もある。子ども同士の関係性が育つことを感じている。

体験的活動の有効性

初期指導教室は、大きな公園の一角にあり、天気が良いければ昼休みに散歩に行く日もある。そこで、どんぐりを拾って数えたり、滑り台の順番を決めたり、近所の人に声をかけてもらったりすることも彼らにとっては貴重な学習の時間である。かつて公園墓地の近くに教室があったときには、漢字探しの恰好の場所だった。日、月、年、川、木、田・・・墓碑には子どもたちが読める漢字が並んでいて、大喜びだった。昼休みの卓球やバドミントン、調理実習などは自然なコミュニケーションが生まれるため、使える日本語を活用する絶好の機会となっている。



公園の散歩は学びの宝庫

初期指導をステップとするために

初期指導教室の一期生が来春教師として社会人デビューする。彼は6年生のときに来日5カ月で日本語スピーチコンテストに出場し、準優勝を果たした。このことは大きな成功体験になったのではないかと感じているが、日々の初期指導教室での学びを「できた」「分かった」経験にして自信につなげていきたいと考えている。その自信が学校生活を送る上での土台となり子どもたちの力となることを願っている。



修了式

6

キャリア教育キャンプ
「にじいろ☆キャンプ2024」の実施

可児市役所市民文化部地域協働課 特定非営利活動法人可児市国際交流協会

可児市の総人口9万9,342人のうち外国籍市民は9,578人（2025年12月1日現在）で、割合にすると9.64%を占めており、その数は毎月増加し続けている。国籍別では、フィリピン、ブラジル、ベトナムの順に多い。特に、フィリピンやブラジルでは、日本にルーツを持つ者が多く、永住者や定住者の在留資格を持つ人が80%以上を占めている。また、小中学校の児童生徒数7,732人のうち外国籍児童生徒数は922人（2025年12月1日現在）で、割合にすると11.98%と子どもが多いことも特徴的である。

市の指定管理者として可児市国際交流協会（協会）が運営している多文化共生センター・フレビアでは、市委託事業の各種相談や日本語教室、協会自主事業の多文化共生のまちづくり促進事業などを主に行っている。相談件数は年間約3,000件で、その中でも特に、子どもの教育や母国からの呼び寄せに関すること、来日後の生活などについての相談が多い。また、日本語教室は、タガログ語とポルトガル語を実施しており、日本語の読み書きや会話、グループでの学習などを行っている。

これらを通じて、学齢期を過ぎて来日した子どもたちにとって、日本語の習得が難しいこと、日本語学習へのモチベーションの継続が困難であること、日本でのキャリアを考える機会が少ないことなどの課題が明らかになり、日本語の学びの場、キャリアやライフプランを考える機会の創設が必要であるという考えに至った。そのため協会では、子どもたちへのキャリア教育やライフプランを考える機会づくりに取り組んできた。

キャリア教育キャンプ開催までの経緯

キャンプの取り組みを行うきっかけとなったのは、2015年、愛知県内の大学の教授とゼミ生が当時行っていた「にじいろ☆キャンプ」に、協会が行っている日本語教室の生徒と協会職員が共に参加したことだ。このキャンプの最大の魅力は、非日常的な場での人と人との出会いと、そこから生まれる参加者たちの挑戦である。

大学生に感化されながら目標に向かう姿は、強い意欲や豊かな表情に満ちており、参加者たちの隠れた可能性を引き出していた。このプログラムは、実り多く、自己成長につながる活動であると感じたため、“若者の自立支援とネットワーク構築活動事業”として、同様のものを協会独自で運営したいと考えた。

本事業では、岐阜県内在住の外国につながるのある若者を対象とし、参加者間の交流（居場所づくりの創出）とロールモデルからキャリアプランやライフプランを考える場所にするを目的とした。

事業を実施するにあたり、岐阜県内の大学の教授に相談したところ、同大学の学生5人が企画運営に携わってくれることとなった。また、県内の学校外での子どもの支援に関わりのある団体などで構成されている「ぎふ外国につながる子どもの教育を考えるネットワーク」とも連携し、打合せや視察を繰り返し行った結果、協会独自の「にじいろ☆キャンプ」の第1回目を2022年、第2回目を2023年に実施することができた。

第2回目のキャンプに参加したフィリピン国籍の大学生2人から「次回は自分たちで企画運営をしてみたい」という声があがり、第3回目は、当初から携わっている県内大学生5人と合わせた計7人が企画運営の中心となった。その大学生7人は、協会や近隣市町村の国際交流協会が開催する教室の見学や講師との対話を行い、子どもたちの生活背景や日本語能力、学習状況についての理解度を深め課題を見出すことで、事業内容の質の向上へとつなぐことができた。

「にじいろ☆キャンプ2024」開催

第3回目の「にじいろ☆キャンプ2024」は、次のスケジュールで実施した。

日程	2024年10月12日（土）・13日（日）
場所	福井県立三方青年の家
1日目	フィールドワーク （各グループに分かれてのゲームやウォークラリー）

	キャンドルナイト (各グループに分かれての1日の振り返り)
2日目	先輩の話「キャリアプログラム」 (ゲストから後輩たちへのメッセージなど) 山頂公園散策
参加者	34人 内訳：外国につながる者 27人 企画運営した大学生 7人

1日目、フィールドワークなどで少しずつ緊張がほぐれていった後、キャンドルナイトではグループに分かれて1日の振り返りをした。その中には参加者の大学生が用意した「将来の夢」「日本での生活」などの話題があり、日本での葛藤や家族との関係、自身の将来への不安など参加者全員が各々の想いを話した。涙を流しながら話す参加者も何人かいた。



キャンドルナイトの様子

2日目のキャリアプログラムには、社会人や大学生の4人をゲストとして迎えた。ゲストたちは来日後から現在に至るまでに大変だったことや、それをどう乗り越えたか、将来の夢、後輩たちへのメッセージなどについて話した。

ゲストの当時の悩みは参加者たちの今の悩みと重なる部分が多く、メモを取りながら話を聞き、涙を流す参加者もいた。参加者からは、「他の人の意見や人生の経験を聞いて、自分が進みたい道について、自信を持つことができた」「ゲストから困難や大変なことをどのように乗り越えたかや、彼らの日本での経験を学びました」「どのように日本語を向上させていくかのヒントをたくさんもらいました」といった振り返りがあり、ゲストからは「最も楽しかったことは、参加者たちとのコミュニケー

ションです。普段の生活の中で私たちにもまだ苦労はたくさんあるけれど、他の人の話を聞いて刺激を受けました。今後も頑張ります」という振り返りがあった。



ゲストの話からさまざまな言葉を受けとる参加者たち

今後に向けて

本事業を振り返って思うことは、参加者だけでなく、関わる人それぞれに成長した様子が見られたことだ。ゲストと参加者の背景が異なっていたとしても、彼らの発する言葉や経験の中に将来を考えるヒントが見つかったと思う。また、世代や国籍を越え、社会とのつながりを通じて次のステップに向かって歩んでいると感じた。

今後課題となることは、学校や支援教室などでの継続的なキャリア教育支援や拡充である。また、未来ある若者たちが今後のキャリアアップや日本語の習得にチャレンジしたいと思ったときに支えられる支援体制も必要である。すべての人が1歩先にある未来を描き歩んでいけるように寄り添っていくことを大切にして、今後も活動したい。



さまざまな想いが重なった2日間だった

7

多文化共生社会の基盤としての教育支援

東京外国語大学准教授 小島 祥美

はじめに

日本に暮らす外国籍住民の増加に伴い、その子どもの数は急増の一途をたどっている。厚生労働省の「人口動態統計」（2024年）によれば、「父母の一方が外国人」から生まれた子どもの割合は5.4%に達した。つまり、日本で生まれる赤ちゃんの18人に一人が、外国につながる子どもに相当する。加えて、文部科学省の「外国人の子供の就学状況等調査」（2024年度）では、学齢相当の外国籍の子どもの数（住民基本台帳上の人数）は16万人を超過し、この調査開始時（2019年度）と比較して約4万人という大幅な増加を示している。この事実は、国内の労働力不足を補うための外国人受け入れ政策の拡大が、次世代の「子ども支援」という構造的課題を顕在化させていることを明確に示す。

生活者である子どもの育ちを支えるニーズが、これほどまでに劇的に拡大している実態があるにもかかわらず、外国籍の子どもは「就学義務の対象外」という解釈が、依然として維持されたままである。表1は、今日の「就学義務の対象範囲」を筆者なりに可視化を試みたものである。ここから、外国籍の子どもが義務教育で保障されるべき「学びの権利」から周辺化される構造になっていることが、一目瞭然である。その結果、普通教育の機会を逸している子どもが実在する。その実態を示したものが、表2である。これは、前述の「外国人の子供の就学状況等調査」の過去5年の結果を示したもので、「就学以外」の比率が改善されずに推移していることがわかる。特に、自治体が確認した「(確実に) 不就学」の数は増加傾向にあり、「誰一人取り残さない」ための取り組みが、喫緊の課題であることを強く示している。

		子ども	
		日本国籍	外国籍
保護者	日本国籍	有	無
	外国籍	有	無

表1 義務教育の対象範囲

		総数	就学				就学 (①②) 以外		
			①義務教育諸学校		②外国人学校		うち、(明確に) 不就学		
第1回	2019年度	123,830	96,370	77.8%	5,023	4.1%	22,437	18.1%	630
第2回	2021年度	133,310	112,148	84.1%	7,922	5.9%	13,240	9.9%	649
第3回	2022年度	136,923	116,288	84.9%	9,180	6.7%	11,455	8.4%	778
第4回	2023年度	150,695	127,239	84.4%	10,993	7.3%	12,463	8.3%	970
第5回	2024年度	163,358	138,416	84.7%	11,615	7.1%	13,327	8.2%	1,097

表2 「外国人の子供の就学状況等調査」の過去5年の結果（単位：人）
出典：文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査」より作成

が、表2である。これは、前述の「外国人の子供の就学状況等調査」の過去5年の結果を示したもので、「就学以外」の比率が改善されずに推移していることがわかる。特に、自治体が確認した「(確実に) 不就学」の数は増加傾向にあり、「誰一人取り残さない」ための取り組みが、喫緊の課題であることを強く示している。

子どもの学びや育ちを支える支援

外国籍の子どもの就学をめぐる扱いについては、バブル期での労働者不足を契機に改正された1990年の出入国管理及び難民認定法施行時に、本質的な議論がなされるべきであった。しかしながら、日本政府は当時の外国人労働者を「デカセギ」と捉え、サンフランシスコ講和条約に基づく旧植民地出身者に対する「国籍処理」の解釈をそのまま運用した経緯がある（小島2016）。その証拠に、今日の外国籍の子どもの就学手続きは、1953年の文部省初等中等局長通達（文初財74号「朝鮮人の義務教育諸学校への就学について」）によって全国展開された枠組みが、現在も続く。すなわち、小沢（1973）が指摘した、「入学を願いでた朝鮮人親子に服従の誓いをさせたのちに就学を許すという雇主的な姿勢」が、70年以上も経過した今も制度の根底に残る。この事実は、極めて深刻であるだろう。

日本人の家族形態や国際結婚の状況も大きく変化しているにもかかわらず、戦後から一貫して日本国籍の有無で、普通教育を排他的に扱う姿勢が続く。その結果、親子間やきょうだい間で国籍が異なるといった家族形態も日常化しているものの、子どもの間で就学の扱いが異なる、という現場での混乱を招いている。

このような構造的な矛盾と制度の歴史的な遅滞が、日本の教育現場における外国籍の子どもの支援の出発点であった。しかし、1990年代以降、現場と自治体は国の制度の限界を補い、「誰一人取り残さない」ための多文化共生社会を実現すべく、自ら構築する方向へと大きく舵を切り始めたのである。すなわち、自治体の施策や国際化協会およびNPOの活動が、当初の「日本語教育を中心とした支援」から「生活や進路（キャリア）も含めた重層的・多角的な支援」へと徐々に転換した。画一的な国の制度だけでは対応できない多様なニーズに対し、自治体やNPOなどが独自もしくは連携した実践などで補完し、「支援の網」を広げている。これらの実態については、本特集で寄稿された各実践事例が、時代の要請に応える革新的な取り組みとして示している。

一方で、国の施策にも、遅行しながらも進化が見られる。2014年度からは、義務教育段階の日本語指導が必要な子どもを対象に、在籍学級とは別の場で指導を行う「特別の教育課程による日本語指導」が導入され、この対象は2023年度に高等学校段階まで拡大された。また、子どもの文化的・言語的背景の多様化に伴い、補助事業では外部人材として母語支援員の配置なども推進されている。さらに、こうした流れを受け、義務教育段階から高等学校段階までを対象とした評価の枠組みとしての「文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒などのためのことばの発達と習得のものさし（ことばの力のものさし）実践ガイド」（図1）が、2025年4月に文部科学省から公表された。同時に、子どものことばの力を複数の言語でアセスメント（評価）できるツールの一つとして、「DLA」の改訂版（図2）も公開された。これらは子どもの持つ言語能力すべてを最大限に把握し、

一人ひとりに応じた公正な教育を支える基盤が着実に築かれつつあることを示している。こうした進化は、学校現場での教育活動や指導体制にも影響を与えており、前述の「ことばの力のものさし実践ガイド」では、子どもの持つすべてのことばに光をあてた小中高校での具体的実践例が紹介されている。そこでは、散在地域や集住地域といった地域の特性を超え、質の高い教育活動が全国的に広がり始めていることがうかがえる。

真の多文化共生社会の実現に向けて

本特集で詳述された各地の実践事例は、文化的言語的に多様な背景を持つ（多文化多言語の）子どもを「誰一人取り残さない」ために、それぞれの立場で取り組んだ挑戦の軌跡である。しかしながら、いずれの実践も、NPOなどのボランティア精神や母語支援員といった非正規雇用の外部人材の献身的な熱意に大きく依存している。その専門性や処遇の不安定さは支援の質の持続可能性を脅かし、特定の地域や財源に偏ることで、「普遍的な支援」の実現を妨げている。

さらに、コロナ禍で明らかになったように、表2で示される「義務教育諸学校」以外の子どもは、法的に健康維持さえも保障されておらず、これは生命と健康に関わる人権の軽視にほかならない（小島2022）。

したがって、多文化共生社会が目指すべきは、目の前の子どもの可能性を最大限に引き出すための「法的基盤の再構築」と「人的資源への戦略的投資」の2点に集約される。そのためには、外国籍の子どもに対する普通教育の在り方を見直すなど、「学びの権利」と「健康権」を明確に保障する制度の見直しは不可避である。同時に、多文化多言語の子どものことばを育てる専門人材の正規化と育成に、国家的な責任をもって取り組むべきである。外国籍の子どもへの教育支援は、一時的な救済措置ではない。多様な背景を持つ子どもが次代の主役として輝くこと。それこそが、多文化共生社会が持続可能な発展を遂げるための最も確かな基盤である。そう、私は確信する。

【引用】

- ・小沢有作（1973）『在日朝鮮人教育論歴史篇』亜紀書房
- ・小島祥美（2016）『外国人の就学と不就学 ―社会で「見えない」子どもたち』大阪大学出版会
- ・小島祥美（2022）「守られていない外国籍の子どもの教育への権利と命」『移民政策研究』（14）58-72

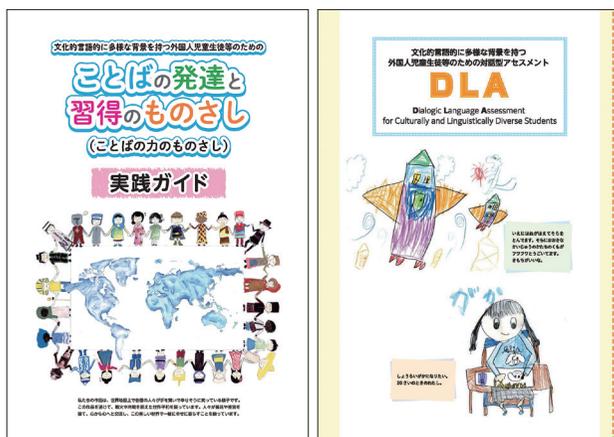


図1 ことばの力のものさし 実践ガイド 図2 DLA